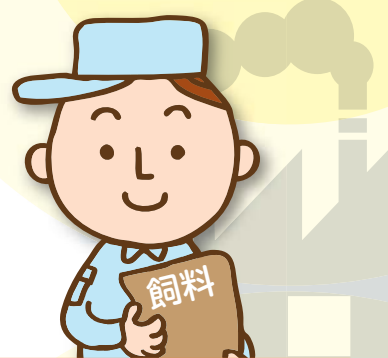


平成24年4月から16業種に目標値を設定！

食品リサイクル法 における発生抑制

定期報告の業種区分が変わりました！



食品リサイクル法(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)では、食品製造等で生じる加工残さや、食品の流通・消費過程等で生じる売れ残りや食べ残し等の「発生抑制」を行い、発生した食品廃棄物等については、飼料や肥料として「再生利用」に取り組むことで、廃棄処分を減らすとともに、環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指しています。

この中で、「食品廃棄物等の発生抑制」は、食品関連事業者の皆さんが取り組むべき最優先事項であり、コスト削減に貢献するとともに、「MOTTA I N A I (もったいない)」という時代の要請にかなう、環境にもやさしい取組です。

平成24年4月から、「発生抑制の目標値」が暫定的に16の業種に設定されました(あわせて、定期報告の業種区分も変わりました)。

これを契機にフードチェーン全体における「発生抑制」の取組の更なる推進が期待されています。

食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されました！

平成24年度は16業種に目標値を設定！

まずは、**可食部分の廃棄処分が多く、発生抑制の重要性が高い業種から先行して目標値を設定**しました。ただし、当面は暫定目標値として実施し、2年経過後に改めて評価を行い、今後、検証を進める他の業種と併せて本格実施となります。



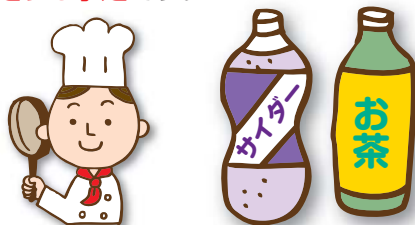
発生抑制の目標値一覧【H24.4～H26.3】

業種	業種区分	暫定目標値
食品製造業	肉加工品製造業	売上高百万円あたり 113 kg
	牛乳・乳製品製造業	売上高百万円あたり 108 kg
	しょうゆ製造業	売上高百万円あたり 895 kg
	味噌製造業	売上高百万円あたり 191 kg
	ソース製造業	製造量1 tあたり 59.8 kg
	パン製造業	売上高百万円あたり 194 kg
	麺類製造業	売上高百万円あたり 270 kg
	豆腐・油揚げ製造業	売上高百万円あたり 2,560 kg
	冷凍調理食品製造業	売上高百万円あたり 363 kg
	そう菜製造業	売上高百万円あたり 403 kg
	すし・弁当・調理パン製造業	売上高百万円あたり 224 kg
食品卸売業	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	売上高百万円あたり 14.8 kg
	食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）	売上高百万円あたり 4.78 kg
食品小売業	各種食料品小売業	売上高百万円あたり 65.6 kg
	菓子・パン小売業	売上高百万円あたり 106 kg
	コンビニエンスストア	売上高百万円あたり 44.1 kg

食品関連事業者の皆さんは、食品廃棄物等の**単位当たりの発生量がこの目標値以下**になるよう努力が必要です。また、既に目標値を達成している事業者の皆さんは、引き続き、単位当たりの発生量の**維持または低減に努める**ようお願いします！

今後は、段階的に目標値の設定が図られます！

右表の業種は、今後のデータの検証を踏まえ**2年後の平成26年度を目途に目標値を設定する予定**です。



今回、目標値を設定しなかった業種についても、当面は自主的な努力により、**廃棄処分されている部分の抑制に努めるとともに、再生利用の更なる推進を図る**ことが必要です。

業種	業種区分
食品製造業	水産缶詰・瓶詰製造業、水産練製品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、野菜漬物製造業、菓子製造業、食用油脂加工業、レトルト食品製造業、清涼飲料製造業
食品卸売業	食肉卸売業
食品小売業	食肉小売業、卵・鳥肉小売業
外食産業	食堂・レストラン、居酒屋等、喫茶店、ファーストフード店、その他の飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、給食事業、結婚式場業、旅館業

食品リサイクル法に基づく定期報告の業種区分が変わりました！

より実態に近い目標値を設定するためには、今まで以上に業種を細かく区分することが必要です。よって、定期報告の業種区分について、「**細分類**」及び「**業態**」に改訂することとなりました（下表の例参照）。

▼「細分類」による業種区分の例

現 行	改正後
その他の食料品 製造業 	でん粉製造業
	めん類製造業
	豆腐・油揚製造業
	あん類製造業
	冷凍調理食品製造業
	そう菜製造業
	すし・弁当・調理パン製造業
	レトルト食品製造業
	他に分類されない食料品製造業

▼「業態」による業種区分の例

現 行	改正後
清涼飲料製造業 	清涼飲料製造業（茶、J7-、果汁など残さが出るものに限る。） 清涼飲料製造業（その他）
飲食店 	飲食店（食堂・レストラン） 飲食店（居酒屋等） 飲食店（喫茶店） 飲食店（ファーストフード店） 飲食店（その他の飲食店）

平成 23 年度実績（報告期限：平成 24 年 6 月末）については、準備期間として従来の業種でも報告が可能となっておりますが、データ分析の観点から可能な限り新しい業種区分での報告をお願いします。また、**業種が複数ある場合は、業種毎に分けて報告が必要**となりますのでご留意下さい。

※業種区分等の詳しい内容については、農林水産省ホームページの閲覧もしくは、最寄りの地方農政局及び地方環境事務所への問い合わせによりご確認ください。

【農林水産省HP http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/index.html】

企業等における発生抑制の取組は、「計量」が重要です！

まずは、適切な食品廃棄物等の発生量の把握を！

食品廃棄物の発生量の計量【共通の取組】

〔スーパーマーケット：A社〕

各店舗に計量器を設置し19分類に分別して計量を実施。分別の徹底と計量により、発生抑制の意識が高まり、総排出量は毎年減少。



発生抑制に寄与する技術・商品開発【食品製造業における取組】

〔牛乳乳製品製造業：B社〕

製造ラインの改善等により、牛乳等の賞味期限の延長化に成功。納入期限・販売期限が延長され、出荷量の調整に寄与。



「フードバンク」の活用

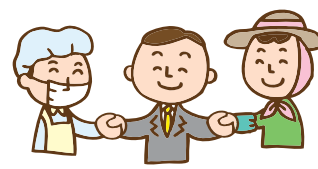
【フードバンクとは？】

賞味期限が近いなど通常の販売が困難である食品・食材を、NPO等が食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動です。



発生抑制はフードチェーン全体で取り組みましょう！

過剰在庫や返品等によって発生する食品廃棄物等の原因のひとつが1／3ルールなどの「商取引慣行」です。こうした「商取引慣行」は、個別企業等の取組では解決が難しく、フードチェーン全体での取組や業種を超えた話し合いにより解決していく必要があります。



流通と連携した受発注の工夫

〔日配品製造業：C社〕

小売店と相談し受注を前日から2日前に変更。原料投入の段階から製造量の調節が可能となり、廃棄が減少。



一次産業と連携した食材の仕入れ

〔各種食料品小売業：D社〕

農業生産法人からカット食材を仕入れ、商品製造時のロスを削減、カット時の残渣は農業生産法人の畑で使用する肥料の原料として使用。



再生利用等実施率目標の取組とあわせて評価します！

国として「発生抑制の目標値」を評価するにあたっては、別途設定されている「再生利用等実施率目標」（飼料化、肥料化、メタン化など）の達成状況とあわせて考える必要があります。



消費者の皆様へ

「ムダ」を意識しましょう！

- 消費期限・賞味期限を正しく理解
- 買い物で買すぎない
- 調理で作りすぎない
- 食べ残しのない注文の工夫



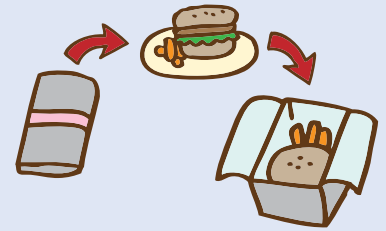
過剰在庫や返品等の商取引慣行が形成された背景としては、消費者の過度な鮮度志向があることも否定できません。まずは、消費者の皆さんが、「消費期限」や「賞味期限」等の表示内容を正しく理解するとともに、「ムダ」を意識した行動を起こすことが必要です。

「ドギーバッグ」の活用

【ドギーバッグとは？】

外食した際に食べ切れなかった料理を持ち帰るための容器及びその行為のことです。

今後の普及のためには、消費者の皆さんが食中毒のリスクについて留意し、適切な食品の保管など、食品衛生に関する消費者の意識を高めることが必要です。



お問い合わせ先

▼ 農林水産省のお問い合わせ先

(問い合わせ時間 9:30 ~ 17:00)

本省・地方農政局等	電話番号	本省・地方農政局等	電話番号
農林水産省 食料産業局 食品産業環境対策室	03-6744-2066 (直通)	東海農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	052-201-7271 (内線)2733
北海道農政事務所 農政推進部 経営事業支援課	011-642-5485 (直通)	近畿農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	075-451-9161 (内線)2758
東北農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	022-263-1111 (内線)4374	中国四国農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	086-224-4511 (内線)2717
関東農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	048-600-0600 (内線)3882	九州農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	096-211-9111 (内線)4392
北陸農政局 経営・事業支援部 事業戦略課	076-263-2161 (内線)3951	沖縄総合事務局 農林水産部 食品・環境課	098-866-1673

▼ 環境省のお問い合わせ先

(問い合わせ時間 9:30 ~ 17:00)

本省・地方農政局等	電話番号	本省・地方農政局等	電話番号
環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室	03-3581-3351 (直通)	近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	06-4792-0702 (直通)
北海道地方環境事務所 環境対策課	011-299-1952 (直通)	中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	086-223-1584 (直通)
東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	022-722-2871 (直通)	高松事務所 廃棄物・リサイクル対策班	087-811-7240 (直通)
関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	048-600-0814 (直通)	九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	096-214-0328 (直通)
中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	052-955-2132 (直通)		



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。